

主要施策

1

# 経営的視点にたった 行財政運営が なされるまち



## 基本的な方向性

さまざまな行政課題に対し、生活者視点・経営的視点にたった町政運営により、行財政改革の取組を進めます。

適正かつ正確な情報公開を図り、地域情報化を推進するなど、持続可能な財政運営の実現に向け、町政運営の効率化と開かれた町政の推進に努めます。

# 社会を取り巻く状況とこれまでの取組

## 効果的な情報発信の推進

○毎月発行する広報誌や2019（令和元）年度にリニューアルしたホームページ、SNSの積極的な活用により、まちづくりの方向性や施策、地域での出来事等を広く周知し、分かりやすい情報発信を継続的に行うことで、町政に対する住民の興味・関心を喚起し、住民が町政に参画する機会の確保に努めてきました。また、住民への情報提供やまちづくりへの住民参加を促進するため、ラジオ難聴対策をはじめとした情報通信インフラを整備するなど、地域の情報化を推進してきました。

## 持続可能な財政基盤の確立

○前期基本計画における施策指標として、2020（令和2）年度末時点で180億円未満とした一般会計の起債残高が、学校の大規模改修や北但ごみ処理施設建設等により2016（平成28）年度末時点で200億円を超えました。このため、予算編成において、借入額と償還額のバランスへの配慮と借入超過の際の減債基金への積立、財政効果が高い起債の繰上償還等の対策を講じたことにより、財政健全化判断比率は着実に減少してきました。また、健全な財政運営システムを継続するため、2016（平成28）年度決算以降は、国の指針により「統一的な基準に基づく地方公会計制度」に則った財務書類を作成し、ホームページ等で公表することにより、財政状況の見える化を図りました。さらに、自主財源の確保を図るため、全職員を対象に顧問弁護士による債権管理研修会を開催し、公平な住民負担の徹底、町税等の収納率向上を図りました。

## 職員の資質向上と公共施設の適正管理

○社会情勢の変化と行政ニーズに対応した行政組織改編に努めるとともに、職員の資質向上を図るための人事評価制度を導入し、非常勤職員の身分の明確化と待遇改善を図るための会計年度任用職員制度の導入を行ってきましたが、少子化等に伴い新規採用職員の確保が厳しくなりつつあります。また、多くの公共施設を抱えるなかで、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定し、計画の進捗管理を毎年実施しています。



# 今後の取組の方向性

## 的確な情報提供環境の整備

○スマートフォンの普及や情報通信技術の発展に伴い、町が発信する情報の受け取り方も変化していることから、情報発信の在り方を再考し、幅広い世代の多様な住民が的確に情報を受け取ることができる環境整備を行います。あわせて、A IやI C Tの活用による社会課題や地域課題の解決に向け、5 Gをはじめとした多様な技術の活用について、町ぐるみで積極的に推進していくとともに、マイナンバーカードの普及に努め、住民自らが情報を取得、発信することができる環境づくりを進めます。

## さらなる財政基盤の強化

○社会保障経費の増加や町税収入の減少、施設の老朽化対策等への対応から、今後は基金を取り崩しながらの財政運営が予想されます。継続して安定的な行政サービスを提供するためには、さらなる財政基盤の強化が求められます。2020（令和2）年度末の一般会計の起債残高は202億67百万円で、合併以後、最も少なかった2012（平成24）年度の178億34百万円と比べ、24億33百万円増となっています。過疎対策事業債や旧合併特例事業債等、財政運営上有利な起債が利用できることで、財政力の強い自治体に劣らない事業が展開できる一方で、起債残高の増高とならないための借入と返済のバランスの強化と、実施しようとする事業の選択と計画に基づいた実施をより徹底していきます。また、住民に分かりやすい財政情報の公開を進め透明性を確保するとともに、債権管理の適正化や新たに運用開始予定のコンビニエンスストア収納等、さまざまな取組を実施し、財源確保を図ります。

## 新たな行政課題に対応した組織体制の見直しと公共施設等マネジメントの推進

○町の重点施策、新たな行政課題に対応した組織体制の見直しを図るとともに、業務の効率化のためのP D C Aによるマネジメントサイクルの確実な実施とあわせ、新規採用職員の確実な確保を図る必要があります。また、公共施設については、公共施設等マネジメントを推進していくため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理を着実に進めます。

## 具体的な施策

### 広報・情報発信の充実と Society 5.0 の実現

広報誌において、より多くの住民や住民団体等の活動を取り上げ、住民の地域における活動を応援するとともに、町のさまざまな取組を分かりやすく、楽しく伝えられるような紙面の充実や、住民が必要としている情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの充実に努めます。

また、ホームページやSNSをはじめとした媒体を通じ、まちの魅力や認知度の向上につながる情報発信を推進するとともに、超高速通信網の整備を民間事業者と協力しながら進め、AIやICT、IoTの活用を推進します。

### 健全な財政運営の推進

健全な財政運営の確立をめざし、自主財源の確保に努め、質の高い行政サービスを行うための基盤づくりを進めます。

また、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化対策等に対応しつつ、安定的な財政運営を維持するため、基金の確保、起債残高の減少等に努め、財政基盤の強化を図ります。

町の将来にわたって持続可能な財政運営を実現させる上で、特に重要な起債残高と資産をあわせみる多角的な分析視角により、財政状況を捉えていく必要があります。財政計画から見えてくる、中・長期間における町財政の傾向と変化点を的確に把握し、新たに定める財政運営に関する基本方針のなかに、後期基本計画に即した指標として落とし込みます。

### 行政改革の推進

新たな行政課題に対応した組織体制の検討を行い、スリムで柔軟な組織と人事体制を構築するとともに、PDCAによるマネジメントサイクルの確実な実施により業務の効率化を図ります。

また、定年延長及び再任用職員の推移を踏まえ、新たに職員の定員適正化計画を策定するとともに、専門職を含む新規採用職員の確実な確保に向け、広報活動の強化を図ります。

さらに、公共施設等総合管理計画について、個別施設計画の内容等を反映させた改定を行うとともに、個別施設計画に基づき進捗管理を行います。

## 〈 対応する SDGs の項目 〉



### 施策指標

2014 年度  
(前年度)

2019 年度  
(現状値)

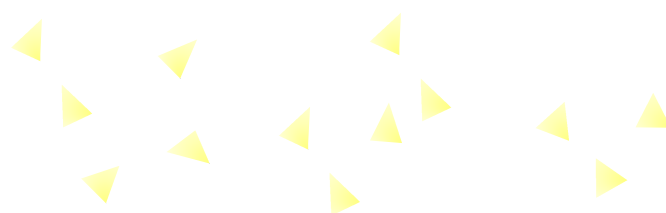
2025 年度  
(目標値)

町HP上のアンケート回答者のうち、「みつけやすかった」「わかりやすかった」「参考になった」を選択した回答者の割合 (%/年間)	...	-	▶▶▶	65.7	▶▶▶	80.0
実質公債費比率 (%) (2025 (令和7) 年度決算)	...	13.6	▶▶▶	9.6	▶▶▶	12.0 以下
将来負担比率 (%) (2025 (令和7) 年度決算)	...	-	▶▶▶	65.6	▶▶▶	50.0 以下
普通会計決算における人件費 (職員給) に対する時間外勤務手当の占める割合 (%/年間)	...	-	▶▶▶	3.1	▶▶▶	2.3

## 〈 関連個別計画 〉

- 財政運営に関する基本方針
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設等個別施設計画
- 定員適正化計画

## 〈 やってみよう 〉



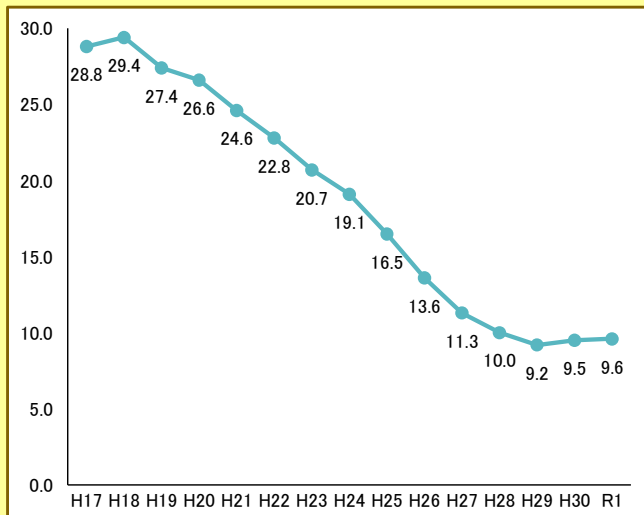
# まちの財政の健全性はどうなっている？

## ●まちの財政の健全性を表す指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、決算時における健全化判断比率<sup>※1</sup>及び資金不足比率<sup>※2</sup>を毎年度算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに公表を行っています。そのなかのひとつの指標である実質公債費比率<sup>※3</sup>は、香美町が合併した2005（平成17）年度の決算において全国でワースト7位となり、まちの財政状況を表す象徴的な指標として注目を集めました。

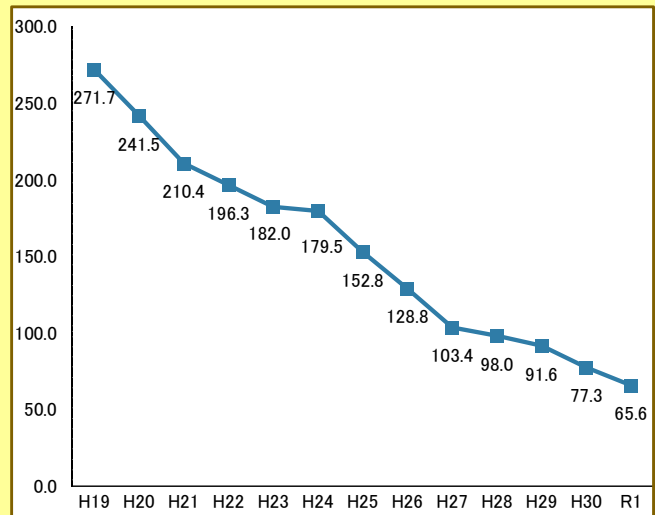
この結果を受け、本町では8年間に及ぶ行財政改革のなかで、公共工事等の投資的経費の抑制や地方債の積極的な繰上償還等、一丸となってまちの財政健全化に取り組んできました。現在は、基金残高が過去から比べ安定的に推移していることも影響し、これらの財政指標は、法に定められた基準を下回ることができおり、今後も低位安定的に推移するものと見込んでいます。本町は事業実施の財源として財政上有利とされる地方債の発行が認められているとはいえ、地方債の借入額が多くなるほど財政指標への影響が大きくなることから、将来世代に多額の負担を先送りしないためにも、借入と返済において良好なバランスを保ちながら、将来にわたる持続可能な財政運営を継続させていく必要があります。

## ●実質公債費比率の推移（単位：％）



※各年度の比率は、決算年度及び前2か年の各単年度比率の平均値

## ●将来負担比率<sup>※4</sup>の推移（単位：％）



※2007（平成19）年度から算定を開始

### （用語の説明）

- ※1 健全化判断比率…実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの指標の総称。一定基準以上となった場合は財政健全化計画を策定するなど、財政の健全化が求められる。
- ※2 資金不足比率…公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示している。
- ※3 実質公債費比率…借入金(地方債)の返済額やこれに準じる額が標準財政規模<sup>※5</sup>に占める割合。数値が高いほど資金繰りの危険度が高いとされており18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%を超えると地方債の発行に制限が課せられる。
- ※4 将来負担比率…借入金(地方債)や将来支払いの可能性のある町の負担などが標準財政規模に占める割合。350%を超えると健全化を図る計画の策定が義務付けられる。
- ※5 標準財政規模…地方公共団体が通常の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模のこと。実質公債費比率の算定にはこれから交付税算入額を控除した金額が用いられる。

第1部

序論

第2部

基本構想

第3部

基本計画

第4部

資料編